

吉川浄水場ほか11施設で使用する電気需給契約に係る一般競争入札に関する質問回答書⑤

令和7年11月18日

No.	質問内容	回答
1	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	資格確認書類については公告日から入札説明書3に記載されている提出期限までの日としてください。入札書の日付については、入札説明書7(1)に記載のとおり、入札書に記載する日付は公告日から入札書提出期限までの日としてください。
2	自家発電補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発電補給契約の項目がなく自家発電補給契約で契約がおこなえません。自家発電補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発電補給契約としてではないと入札参加できないのでしょうか。	自家発電補給電力の契約はありません。
3	現在の契約電力が500KW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	承知いたしました。
4	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力については、電気需給仕様書参考資料のとおりです。 直近12か月分の最大需要電力は以下のとおりです。 吉川浄水場 2676kW 馬淵浄水場 1450kW 水口浄水場 603kW 朝国共同施設 696kW 南津田導水ポンプ場 304kW 菩提寺加圧ポンプ場 209kW 日野第一加圧ポンプ場 123kW 日野第二加圧ポンプ場 48kW 彦根浄水場 210kW 高宮加圧ポンプ場 59kW 湖南朝国ポンプ場 168kW 湖南菩提寺ポンプ場 69kW 契約電力については、電気需給仕様書2仕様(2)のとおりです。
5	契約電力が1施設で500KW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	承知いたしました。
6	最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約単価の変更については、電気需給契約書(案)第25条にもとづいて協議いたします。
7	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	口座振替でお支払いいたします。

8	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	差支えありません。
9	送電開始日は計量日と同日でしょうか。	ご認識のとおりです。
10	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	差支えありません。
11	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか。)複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	差支えありません。
12	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額となりますがよろしいでしょうか。	差支えありません。
13	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置の有無については、現送配電事業者の設備であり、当庁には資料がないため、入札参加者にて確認してください。
14	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	差支えありません。
15	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載されていること以外については指定ありません。
16	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整については電気需給仕様書2仕様(7)のとおりです。
17	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応することについて、承知いたしました。
18	燃料費等調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	差支えありません。
19	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)別表2燃料費調整】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	燃料費調整については電気需給仕様書2仕様(7)のとおりです。

20	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご指示ください。	特段の事情がない限り、開札日に決定いたします。
21	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位までを保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差支えありません。
22	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当額を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約単価の変更については、電気需給契約書(案)第25条にもとづいて協議いたします。
23	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	契約金額については、電気需給契約書(案)第2条のとおりです。 卸電力市場からの調達価格の変動により電力量料金を調整する場合、電気需給仕様書2仕様(8)のとおりです。
24	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性があります。その場合、提出日の延長について協議いただきことは可能でしょうか。	契約書の提出期限等はございませんが、落札決定後速やかに行います。 可能です。
25	500KW以下の施設につきまして、契約期間中に増設工事等により、契約電力が500KW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	500KW以下の施設について、契約期間中に増設工事等により、契約電力が500KW以上の協議制となる予定はありません。 契約期間中に500KW以上となった場合、電気需給契約書(案)第9条および第25条にもとづいて協議いたします。
26	契約書案第11条の検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	差支えありません。
27	契約書案第24条について、「この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。」とありますが、どのような費用が考えられますでしょうか。	郵送料等です。(企業庁からの発送分に関しては企業庁負担。なお、別途覚書等を結ぶ際の費用について乙負担とさせていただきます。)
28	検針日が1日以外の施設について、契約切替後も分散検針を継続される予定で間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
29	弊社では自家発電補給電力の契約には対応しておりませんが、問題ございませんでしょうか。本入札においては自家発電補給電力については対象外という認識でよろしいでしょうか。	自家発電補給電力の契約はありません。

30	発行される請求書につきまして、「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と表記される形となりますが問題ないでしょうか。	差支えありません。
31	請求書の発行について、郵送での提出の場合、押印は印刷のものでご了承いただけますでしょうか。	代表者印(電子押印)がない場合および印刷のものである場合、発行者(発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者)の氏名および連絡先(電話番号)の記載が必要です。
32	契約書案第3条の契約期間と仕様書の契約期間が相違しております。仕様書は計量日を基準としておりますが、どちらが正しいでしょうか。	令和8年2月1日から令和10年1月31日までです。